

新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の算定等の臨時的な取扱いQ A (小牧市) R4.3.22

No.	分類	質問	回答	根拠法令等	掲載日
1	総合事業（訪問系）	新型コロナウイルス感染防止のため、利用者が自主的に介護予防訪問型サービスの利用を月の途中で休止した場合、月額で請求は可能か。	月額・日割りのいずれの方法でも請求することはできる。いずれにしても利用者・家族に対し説明し、同意を得ること。 ※生活支援訪問型サービスも同様の取扱いとする。		R4.3.22
2	総合事業（訪問系）	当初、介護予防通所型サービスを週1回、介護予防訪問型サービスを週1回で算定していたが、新型コロナウイルス感染防止のため利用者が介護予防通所型サービスの利用を途中で自主的に休止し、介護予防訪問型サービスの利用を週2回に変更した場合、変更した月の介護予防訪問型サービスの算定はどのようにすればよいか。	途中で回数変更があった場合でも、原則として当初計画に位置付けた回数で算定する。（次月以降も回数の変更が続くようであれば利用者・家族に説明、同意の上計画を変更し、次月以降を週2回として算定すること。）ただし、利用者・家族に対し説明をし、同意を得た場合は、週1回・週2回いずれの方法で算定しても差し支えない。 ※生活支援訪問型サービスも同様の取扱いとする。	【補足】 利用回数変更の理由が新型コロナウイルス感染症以外の場合は、原則どおり当初計画に位置付けた回数で算定すること。	R4.3.22
3	総合事業（訪問系）	当初、介護予防訪問型サービスを週2回で算定していたが、途中で介護予防訪問型サービス事業所職員が新型コロナウイルス感染症に罹患し、週2回のサービス提供の継続が困難になり、利用者に同意を取った上でサービスの提供を週1回に変更した場合、変更した月の介護予防訪問型サービスの算定はどのようにすればよいか。	No 2 の回答と同じ。	No 2 の【補足】参照	R4.3.22
4	総合事業（通所系）	新型コロナウイルス感染防止のため、利用者が自主的に介護予防通所型サービスの利用を月の途中で休止した場合、月額で請求は可能か。	月額・日割りのいずれの方法でも請求することはできる。いずれにしても利用者・家族に対し説明し、同意を得ること。 ※健康維持通所型サービスも同様の取扱いとする。		R4.3.22
5	総合事業（通所系）	新型コロナウイルス感染防止のため、介護予防通所型サービス事業所が消毒等で1日休業した場合、日割り請求でなければならないか。	月額・日割りいずれの方法でも請求をあげることはできる。いずれにしても利用者・家族に説明し、同意を得ること。 ※健康維持通所型サービスも同様の取扱いとする。		R4.3.22
6	総合事業（通所系）	新型コロナウイルス感染防止のため、介護予防通所型サービス事業所が自主的に休業した場合、サービス利用日が休業日に含まれていない利用者も日割り請求でなければならないか。	No 5 の回答と同じ。		R4.3.22
7	総合事業（通所系）	新型コロナウイルス感染防止のため、介護予防通所型サービス事業所が営業時間の短縮を行う場合、運営規程の変更届の提出は必要か。	営業時間の短縮が一時的なものである場合は変更届は不要。		R4.3.22
8	居宅介護支援 介護予防支援	新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（※1）により、認定有効期間を延長した利用者について、認定有効期間の延長に伴い基準省令（※2）第13条第3号から第12号まで及び基準省令（※3）第30条第3号から第13号までの一連のケアマネジメントをする必要があるか。	利用者の状態に変化がなく担当の介護支援専門員等が一連のケアマネジメントをする必要がないと判断した場合は「軽微な変更」と同様の取扱いとして差し支えない。なお、軽微な変更と同様に取扱う場合はその記録を介護支援経過等に適切に残すこと。	（※1）令和2年2月18日及び令和2年4月7日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡 （※2）指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号） （※3）指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）	R4.3.22
9	居宅介護支援 介護予防支援	新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱い（※1）により、認定有効期間を延長した場合、延長前の期間に短期入所サービス超過利用届出書を提出している場合は改めて提出する必要があるか。	改めて提出する必要はない。なお、既に短期入所サービス超過利用届出書を提出している場合でも、認定更新又は区分変更後の認定有効期間の半数を超える短期入所サービスの利用があるときは短期入所サービス超過利用届出書の再提出が必要。	（※1）令和2年2月18日及び令和2年4月7日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡	R4.3.22